総務部

教育委員会

議案第２９号　大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第２９号について、ご説明いたします。当議案は、任期付職員の給与改定にかかるものでございます。

２ページをお願いします。

１の改正を必要とする条例につきましては、記載のとおりです。

２の改正の趣旨は、教員の処遇改善を図るため、部活動指導に対する手当の見直しを行うとともに、滋賀県での国民スポーツ大会等が閉会したことに伴う所要の改正を行うものであります。

３ページをお願いします。

３の改正内容についてでありますが、１つ目は、部活動指導に対する教員特殊業務手当の見直しであります。

当該手当は、週休日に３時間程度従事した場合に支給しており、手当額は条例本則において日額２，７００円としているところですが、これを日額３，９００円に増額いたします。この金額は、国の算定基準額の改定どおりの額であり、滋賀県においても同様の改定が行われます。

なお、滋賀県におきましては、国民スポーツ大会等の開催に向けて、

部活動が競技力強化に対して果たす役割を鑑み、大会開催年度の末日までの間は、大会や練習試合等で４時間以上従事した場合には当該手当を日額３，６００円とする特例を設けており、本市においても条例附則に特例を規定しておりましたが、この規定は廃止いたします。２つ目は、国民スポーツ大会等に従事する任期付職員に関する規定の整備です。条例附則において、大会に従事する職員に関する特例を規定しておりましたが、大会の終了に伴い廃止いたします。

施行は、令和８年４月１日としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。